

伊豆市商工会販路開拓支援事業助成金のご紹介

この事業は、市内の事業者が新たな販路開拓、既存販路の拡大及び商品力の向上を図るため、日本百貨店協会の加盟店及びこれに準ずる店舗での催事（以下「催事」という）に出店した場合において、販売に係る人件費の一部を出店した事業者に助成する制度です。

【助成対象者】

- ・ 伊豆市商工会員であり、商工会長が認める事業者
- ・ 商工会費の不納、滞納がない者

【助成の対象となる事業】

- ・ 市内において製造、加工、開発された製品及びサービス等を催事に出店する事業

【助成金額】

- ・ 助成対象事業 1 日につき 5 千円（一事業所限度年 6 万円）
- ・ 限度額は一催事あたり 2 万円

※ただし、この告示による助成対象事業に対し他の制度による助成金等の交付を受け
る場合は、この助成金の額から他の制度により交付を受ける額を控除した額とします。

【その他】

- ・ 助成金は予算の範囲内での交付となります。
- ・ 助成金に関する書類は、5 年間保存。

【問い合わせ先】

伊豆市商工会

電話：0558-72-8511

E-mail：izu@izucci.jp

【販路開拓支援事業助成金の手続きの流れ】

○伊豆市商工会の会員である事業者が、日本百貨店協会加盟店及びその他ショッピングモール等での催事出展を検討



①申し込み

- ・「伊豆市販路開拓支援事業助成金交付申請書」を伊豆市商工会へ提出
- ・実施することがわかる書類（案内通知など）を添付してください。

※申請書は、**事業実施する 10 日前まで**にご提出ください。



②催事出展の実施



③完了報告、請求書の提出

- ・「事業実績報告書兼請求書」を伊豆市商工会へ提出
- ・催事出展の実施状況が確認できる写真を添付してください。

※催事出展した日から 10 日以内にご提出ください。ただし、催事が3月中の場合においては、催事出展した日から起算して10日を経過した日又は催事出展した日の属する年度の末日のいずれか早い日を提出期限とします。

提出期限に間に合わない場合は事前にご相談ください。



伊豆市商工会から助成金のお支払い（口座振り込み）